

# 平成26年度税制改正に関する要望書

平成25年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 富 田 昌 孝

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約19億人以上のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99%(1千万円以下83%)を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、マイカーの普及、地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などにより輸送需要が減少してきている中、平成21年10月から施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、全国156の特定地域において設置された地域協議会での議論を踏まえ、タクシー事業の適正化・効率化とタクシーサービスの活性化に全力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響を強く受け、ついは一車当たりの営業収入が30年前の水準にまで急落するなど、極めて厳しい経営環境にあります。

今後も法人タクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、公共交通機関としての使命を達成できるよう、税負担の軽減等の措置を別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 自動車関係諸税の簡素化及び軽減措置の拡充を図りたい。

#### [要望理由]

自動車関係諸税については、平成25年度税制改正大綱により、取得段階で消費税と重複課税されている「自動車取得税」が、「消費税10%時点で廃止する」とされた一方で、保有段階で自動車税と重複して課せられている「自動車重量税」の廃止については先送りされた状態となっている。

また、燃料税にも消費税が重複して課せられ、さらに平成24年10月1日から地球温暖化対策税が課せられており、自動車保有者には重課税となっている。

従って、引き続き抜本的見直しを行い簡素化及び軽減措置の拡充を図りたい。

### 2. 消費税の特例措置を設けられたい。

#### [要望理由]

タクシーは、国民生活に欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関として、健常者はもとより単独では移動できない高齢者、障害者にとって面的輸送に対応できる唯一の交通手段である。消費税を検討するにあたっては、高齢者、障害者等の生活インフラである交通手段を確保するため、欧州等で適用されている軽減税率の導入が不可欠である。

また、消費税率の引き上げにあたっては、転嫁として必要な

運賃改定に関し、その費用（特にメーター改造等）に対する税制上の支援措置を講じられたい。

### 3. 事業所税を非課税とされたい。

#### [要望理由]

タクシー事業の用に供する施設の事業所税については、現在、地方税法に基づき指定都市等の一定の資産・従業者数（免税点）を超える事業所に対し、課税標準の1/2軽減特例を適用し課税されている。また、指定都市等の条例の定めにより減免することができることとされ、これまでタクシーについては保有台数250台以下の事業所は非課税とされていた。

しかしながら、一部指定都市においてはこの免除措置でさえも廃止され、経営基盤の脆弱な中小事業者にとって大きな負担を強いられることとなった。

タクシー事業は、平成21年10月施行された「タクシー適正化・活性化法」で、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関と位置づけられている。タクシー事業の公共性に鑑み、その役割を果たすことができるようバス及びトラック事業と同様全ての事業所について非課税とされたい。

### 4. 改造LPGハイブリッド自動車に特例措置を設けられたい。

#### [要望理由]

タクシーは、従来よりNOx（窒素酸化物）、SPM（浮遊粒子状物質）などの排出量が少ない環境に優しい燃料であるLPGを

使用している。

このLPG燃料を活用した、より環境性能に優れたLPGハイブリッド自動車について、業界では、メーカーに対し、従来からその開発を要請してきたところであるが、その実現には至らず、現在、実用化されている数百台のLPGハイブリッド自動車は、ガソリンハイブリッド車の改造によるもので、補助・税制支援を全く受けられないものとなっている。

については、税制特例の対象となっている環境対応車の環境性能を下回らない改造LPGハイブリッド自動車（同様の仕様による改造を含む）についても税制上の優遇措置を講じられたい。

## 5. バリアフリー車両に対する減税措置の拡充を図られたい。

### [要望理由]

タクシー事業者は、公共交通機関として自治体等と連携し中山間地等交通空白地域における住民の足を守るためデマンド型乗合タクシーの運行を進めている。足腰の弱い高齢者等のためにリフト付きの車両も導入しているが、乗車定員30人未満のリフト付きバスに対する減税措置は、路線定期運行のために使用する車両に限られている。

バリアフリー推進という減税措置の趣旨に鑑み、乗車定員30人未満のリフト付きバスについて、路線定期運行に限らずデマンド型など他の運行形態においても減税措置の対象とされたい。